

物価連動国債の清算対象化に伴う国債店頭取引清算業務に係る制度要綱

2015年11月25日
株式会社日本証券クリアリング機構

物価連動国債については、2013年に財務省が発行を再開し、今後もその発行残高の拡大が見込まれている。こうした状況を踏まえ、国債店頭取引清算業務において、物価連動国債を新たに清算対象に追加するものとする。

項 目	概 要	備 考
1. 清算対象取引 (1) 対象商品及び対象銘柄 (2) 対象取引	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国債店頭取引清算業務の清算対象取引の対象とする金融商品として、物価連動国債を追加する。 ・ 物価連動国債に係る取引のうち、清算対象とする取引は、次の各号に掲げる取引のうち、当該各号に定める要件を充たすものとする。 <ul style="list-style-type: none"> (i) 売買 <ul style="list-style-type: none"> a. 決済日が約定日の1か月後の応当日の前日までに到来すること。 b. 数量が額面10万円の整数倍であること。 c. 決済日の連動係数が確定している取引であること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 物価連動国債のうち、2008年度までに発行された第16回債までは、第17回債以降との商品性の違い及び償還時期(2018年6月までにすべて償還)を踏まえ、清算対象外とする。 ・ 物価連動国債に係る新発債及び左記の要件を踏まえた債務認定開始時期については別紙1参照。

項目	概要	備考
<p>(3) 銘柄後決めレポ取引における取扱い</p>	<p>(ii) 現金担保付債券貸借取引</p> <p>a. エンド決済日が約定日の1年後の応当日までに到来すること。</p> <p>b. 数量が額面10万円の整数倍であること。</p> <p>c. スタート決済日の連動係数が確定している取引であること。</p> <p>d. エンド決済日が確定していること。</p> <p>e. 基準担保金率が100%であること。</p> <p>(iii) 現先取引</p> <p>a. エンド決済日が約定日の1年後の応当日までに到来すること。</p> <p>b. 数量が額面10万円の整数倍であること。</p> <p>c. スタート決済日の連動係数が確定している取引であること。</p> <p>d. エンド決済日が確定していること。</p> <p>e. 利含み現先取引であること。</p> <p>f. リプライシングを行わない取引であること。</p> <p>g. 売買金額算出比率が0であること。</p> <p>・物価連動国債は、銘柄後決めレポ取引の対象とする。</p>	<p>・エンド決済日の連動係数が確定していることは要件としない。</p> <p>・エンド決済日の連動係数が確定していることは要件としない。</p> <p>・銘柄後決めレポ取引のバスケットにおける物価連動国債の取扱いは、制度開始前の一定の時期（2017年夏頃まで）に市場関係者との協議を経て決定する。（現時点で想定される案は参考参照。）</p>

項目	概要	備考
2. 債務引受け	<ul style="list-style-type: none"> ・物価連動国債を対象とする取引については、物価連動国債に係る手数料率の選択を行った清算参加者に限り債務引受けの申込みを行うことができる。 ・債務引受けの申込みの内容、申込時限、債務引受けの時期は現行どおりとする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・物価連動国債の取扱いの有無に応じた清算資格の区分は設けない。
3. 決済	<ul style="list-style-type: none"> ・物価連動国債に係る決済は、物価連動国債の時価評価額の金銭（以下「DVP決済金額」という。）の授受及び受渡調整金額の金銭の授受により行う。 ・物価連動国債のDVP決済金額に係る算出方法は、現行どおりとする。ただし、当該額を算出する際は、他の国債証券に係るDVP決済金額を算出する際に用いる額面に代わり、想定元金額を用いるものとする。 ・物価連動国債に係るFOS決済金額の算出方法は、現行どおりとする。ただし、FOSの各構成要素を算出する際、必要に応じて、他の国債証券に係る当該要素を算出する際に用いる額面に代わり、想定元金額を用いて算出を行うものとする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・別紙2、3参照。 ・別紙2、4参照。
4. 変動証拠金	<ul style="list-style-type: none"> ・変動証拠金の算出方法は、現行どおりとする。ただし、物価連動国債の時価評価額を算出する際、他の国債証券に係る時価評価額を算出する際に用いる額面に代わり、想定元金額を用いるものとする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・別紙2、5参照。

項 目	概 要	備 考
5. 当初証拠金	<ul style="list-style-type: none"> ・ 物価連動国債に係る当初証拠金所要額の算出については、以下の点を除き現行どおりとする。 <ul style="list-style-type: none"> (i) 連動係数に係る取扱い <ul style="list-style-type: none"> ・ 物価連動国債に係る時価変動リスク回避当初証拠金額の算出にあたっては、連動係数の変動リスクを考慮して算出するものとする。 ・ 物価連動国債についてレポレート変動リスク回避当初証拠金額及び市場インパクト・チャージを算出する際は、他の国債証券に係る当該額を算出する際に用いる額面に代わり、想定元金額を用いるものとする。 (ii) 相殺カテゴリーの新設 <ul style="list-style-type: none"> ・ 物価連動国債については、他の国債証券とは異なる新たな相殺カテゴリーを設けることとする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 別紙6参照。 ・ 別紙2、6参照。 ・ 別紙6参照。
6. 清算基金	<ul style="list-style-type: none"> ・ 物価連動国債に係るストレスシナリオを新たに設定する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 清算基金所要額の算出方法に係る取扱いは、現行どおりとする。 ・ 具体的なストレスシナリオの内容については、制度開始前の一定の時期において改めて検討する。

項目	概要	備考
7. 代用国債証券の取扱い	<ul style="list-style-type: none"> ・物価連動国債について、代用国債証券として預託することを可能とする。ただし、物価連動国債に係る手数料率の選択を行った清算参加者に限り預託することができる。 ・代用国債証券として預託された物価連動国債の評価額の算出方法については、現行どおりとする。ただし、当該評価額を算出する際には、他の国債証券に係る評価額を算出する際に用いる額面に代わり、想定元金額を用いるものとする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・清算対象としない銘柄（第16回債まで）は代用預託の対象外とする。 ・別紙2、7参照。
8. 破綻処理スキーム	<ul style="list-style-type: none"> ・清算参加者破綻時の破綻処理入札での物価連動国債に係る取扱いについて、所要の見直しを行うものとする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・物価連動国債の清算対象化に伴い、決済不履行等の場合の義務付け調達において物価連動国債が利用されるケースが生じ得ることから、すべての清算参加者が物価連動国債を利用した義務付け調達に応じられるよう、対応を行う必要がある。 ・また、第一段階破綻処理入札の対象者は、エンド決済日の連動係数が確定していない取引を含め、物価連動国債を対象とした破綻処理入札に参加できるよう対応に努めるものとする。
9. 手数料	<ul style="list-style-type: none"> ・債務引受手数料と銘柄割当てに係る手数料について、物価連動国債を対象とする取引に適用する2種類の固定料率及び従量料率の組合せを設定し、清算参加者は手数料率の組合せを選択することができることとする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・銘柄割当てに係る手数料は国債取引の決済期間の短縮化実施時に新設される。 ・具体的な手数料率等については、別紙8参照。 ・物価連動国債の清算対象化実施前に清算参加者による利用見込みの再確認を行い、必要に応じて手数料率等の修正を行う。

項 目	概 要	備 考
10. 実施時期	<ul style="list-style-type: none"> ・国債取引の決済期間の短縮化と同時に実施する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・国債取引の決済期間の短縮化の実施は2018年度上期を目途とされている。

以 上

物価連動国債の取扱開始時期について

- 物価連動国債について、新発債の取扱開始時期については、次のとおりとする。

銘柄	JSCC 取扱開始日・債務認定開始時刻
利付国債	<ul style="list-style-type: none"> 入札日の午前 1 1 時（40 年債については午後 1 時 1 5 分）
国庫短期証券	<ul style="list-style-type: none"> 入札アナウンス日の午前 1 1 時
変動利付国債	<ul style="list-style-type: none"> 入札日の午前 1 1 時
ストリップス債	<ul style="list-style-type: none"> 入札日の午後 3 時
物価連動国債	<ul style="list-style-type: none"> 入札日の午前 1 1 時

- なお、売買については決済日、現金担保付債券貸借取引及び現先取引についてはスタート決済日の連動係数が確定していることを債務引受けの条件とするため、連動係数が確定している期間の延長、すなわち、全国消費者物価指数（生鮮食品を除く総合指数。以下「C P I」という。）の公表により、債務引受可能な決済日・スタート決済日が追加されることとなる。C P I の公表により新たに債務引受けが可能となる取引の債務認定は、C P I 公表日の午前 1 1 時に開始するものとする。

物価連動国債の想定元金額に係る取扱いについて

- ・ 物価連動国債については、元金額がC P Iに応じて増減する仕組みとなっている（以下、当該増減後の元金額を「想定元金額」という。）。想定元金額の計算方法は次のとおりとなる。

【想定元金額の計算方法】

➤ m月n日の想定元金額＝額面×m月n日における連動係数

➤ m月n日における連動係数＝
$$\frac{\text{m月n日の「適用指数」}}{\text{発行日の属する月の10日における「適用指数」}}$$

➤ m月n日の適用指数

- ・ n = 10の場合

$$= (m-3) \text{月のC P I}$$

- ・ n > 10の場合

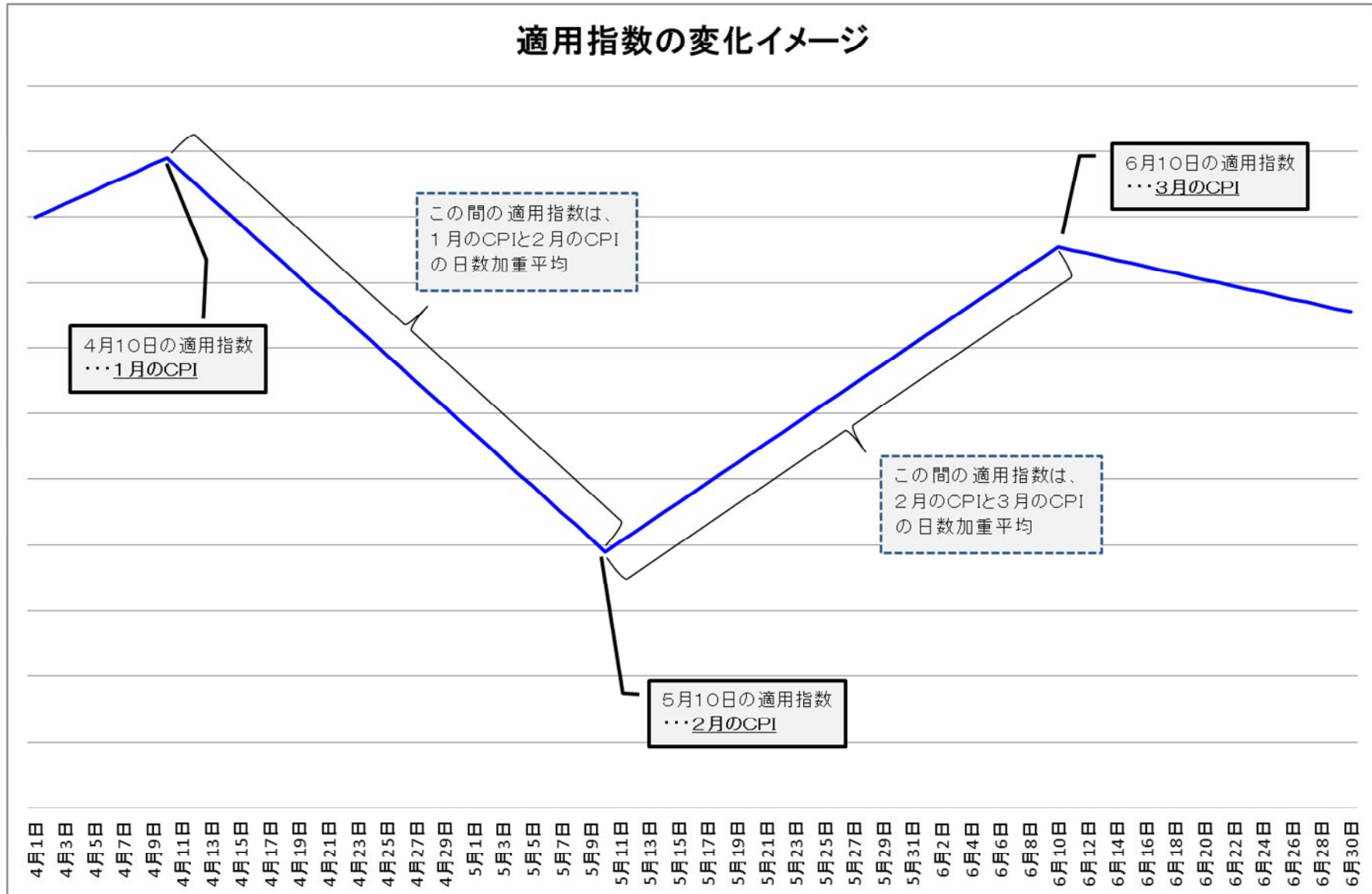
$$= (m-3) \text{月のC P I} \times \frac{\text{日数 (m月 (n+1) 日} \sim \text{(m+1) 月 10 日)}}{\text{日数 (m月 11 日} \sim \text{(m+1) 月 10 日)}} + (m-2) \text{月のC P I} \times \frac{\text{日数 (m月 11 日} \sim \text{m月 n 日)}}{\text{日数 (m月 11 日} \sim \text{(m+1) 月 10 日)}}$$

- ・ n < 10の場合

$$= (m-3) \text{月のC P I} \times \frac{\text{日数 ((m-1) 月 11 日} \sim \text{m月 n 日)}}{\text{日数 ((m-1) 月 11 日} \sim \text{m月 10 日)}} + (m-4) \text{月のC P I} \times \frac{\text{日数 (m月 (n+1) 日} \sim \text{m月 10 日)}}{\text{日数 ((m-1) 月 11 日} \sim \text{m月 10 日)}}$$

- ・ 上記を踏まえ、当社では、物価連動国債に係る時価評価額の算出において、他の国債証券に係る時価評価額の算出の際に用いる額面に代わり、額面に連動係数を乗じた想定元金額を用いるものとする。

(参考) 適用指数の変化イメージ



物価連動国債に係るDVP決済金額の算出方法について

- ・ DVP決済金額の算出の際は、連動係数を考慮した想定元金額を用いて算出するものとする。
- ・ 具体的に、DVP決済金額については、翌営業日が受渡日となる銘柄を対象として、次のとおり算出するものとする。

他の国債証券	物価連動国債
$\text{DVP決済金額} = \frac{\text{額面} \times \text{翌営業日基準の時価} (\text{※})}{100}$ <p>(※) 日本証券業協会が発表する売買参考統計値の利回り(平均値)を基に算出した単価(変動利付国債は、同統計値の単価(平均値)を使用)及び計算日の翌営業日までの日数(休業日含む)に応じた経過利子(=100円×表面利率×(日数(前回利払日～翌営業日)÷365))を合算した額とする(時価については別紙4以降も同様の考え方で算出する)。</p>	$\text{DVP決済金額} = \frac{\text{翌営業日における想定元金額} (\text{※1}) \times \text{翌営業日基準の時価} (\text{※2})}{100}$ <p>(※1) 「額面×翌営業日における連動係数」で算出するものとする。(想定元金額については別紙4以降も同様の考え方で算出する。)</p> <p>(※2) 時価算出の際の単価については、変動利付国債と同様、日本証券業協会が発表する売買参考統計値の単価(平均値)とする(物価連動国債の単価については、別紙4以降も同様の取扱い)。</p>

物価連動国債に係るFOS決済金額について

- ・ FOS決済金額のうち、期中利金等及びフェイルに係る物価連動国債について償還期日に授受する元金額に係る取扱いについては、次のとおりとする。(受渡調整金額及びフェイルチャージの算出については現行どおり。)

1. 期中利金等の算出方法

- ・ 物価連動国債に関し、レポ期間中、フェイル期間中、代用預託中に利払期日が到来する場合に授受する利金相当額は、連動係数を考慮した想定元金額を用いて次のとおり算出するものとする。

他の国債証券	物価連動国債
利金相当額 = $\frac{\text{額面} \times \text{表面利率}(\%) \div 200}{200}$	利金相当額 = $\frac{\text{利払期日における想定元金額} \times \text{表面利率}(\%) \div 200}{200}$

2. フェイルに係る物価連動国債について償還期日に授受する元金額に係る取扱い

- ・ 今般清算対象とする第17回債以降の物価連動国債については元本保証(※)があることを踏まえ、フェイルに係る物価連動国債について償還期日に授受する元金額は次のとおりとする。

(※) 償還時の連動係数が1を下回る場合には、償還金額を額面金額とするもの。

他の国債証券	物価連動国債
償還期日に授受すべき元金額 = 額面	償還期日に授受すべき元金額 = $\max(\text{額面}, \text{償還期日における想定元金額})$

物価連動国債に係る変動証拠金の算出方法について

- 変動証拠金を算出するにあたっては、物価連動国債の時価評価額について、連動係数を考慮した想定元金額を用いて、次のとおり算出するものとする。

他の国債証券	物価連動国債
時価評価額 = <u>額面</u> × レギュラー受渡日基準の時価	時価評価額 = <u>レギュラー受渡日における想定元金額</u> × レギュラー受渡日基準の時価

物価連動国債に係る当初証拠金所要額の算出方法について

1. 時価変動リスク回避当初証拠金額に係る取扱いについて

(1) 時価変動リスクファクターについて

- 時価変動リスク回避当初証拠金額を算出するにあたって、時価変動リスクファクターを算出する際は、他の国債証券に係る当該証拠金額を算出する際に考慮している時価の変動リスクに加えて、連動係数の変動リスクを考慮するものとする。具体的には、保有期間（3営業日）における時価の変化をカバーする値（下記①）と連動係数の変化をカバーする値（下記②）を合算した値を、物価連動国債の銘柄ごとの時価変動リスクファクターとする。

① 過去 250 日間における日々の銘柄別の単価（計算日の翌日付で日本証券業協会が発表する売買参考統計値の単価（平均値））の 3 日間の変動率の 99% をカバーする水準として当社が定める値をいう。

② 時価変動リスクファクターの適用期間初日の翌営業日から適用期間最終日の 4 営業日後の日までの間の 3 日間における連動係数（※）の変化幅（絶対値）のうち最大のもの（以下「連動係数変化カバー値」という。）に、レギュラー受渡日基準の時価を乗じた値をいう。

<時価変動リスクファクター（「RF」）算出日と連動係数変化カバー値の計算例>

Sun.	Mon.	Tue.	Wed.	Thu.	Fri.	Sat.
7/26	27	28	29	30	31	8/1
				RF算出日		
2	3(S)	4(S+1)	5	6	7(E)	8
	RF適用期間(S~E)					
		連動係数の観測期間(S+1~E+4)				
	連動係数	1.00000	1.00030	1.00060	1.00090	
9	10	11	12	13(E+4)	14	15
	連動係数の観測期間(S+1~E+4)					
	連動係数	1.00180	1.00140	1.00100	1.00060	

←→: 連動係数の変化比較ペア

- 7月30日の時価変動リスクファクター算出に採用される連動係数変化カバー値は、8月5日から8月10日までの変化幅「0.0015」となる。

(※) 対象とする期間に連動係数が未確定の日がある場合には、当社が線形補外により求める値を当該日における連動係数とみなして、連動係数変化カバー値を算出するものとする。

(2) 相殺 카테고리及び相殺クラスについて

- 物価連動国債については、他の国債証券とは異なる新たな相殺 카테고리 (※) を設けることとし、相殺クラスは以下のとおり設定する。

(※) 時価変動リスク回避当初証拠金額を算出する際、各銘柄について算出したリスク量を、銘柄区分に応じて設定された相殺 카테고리一内で相殺する取扱いとしている。現行では、利付国債、割引国債、変動利付国債について3つの相殺 카테고리を設定しており、物価連動国債については、それら既存の相殺 카테고리から独立した新たな相殺 카테고리を設定するものとする。

利付国債

相殺クラス	
	残存年限 (超-以下)
A	0 - 2
B	2 - 4
C	4 - 7
D	7 - 10
E	10 - 20
F	20 - 30
G	30 - 41

割引国債

相殺クラス	
	残存年限 (超-以下)
A	0 - 2
B	2 - 4
C	4 - 7
D	7 - 10
E	10 - 20
F	20 - 30
G	30 - 41

変動利付国債

相殺クラス	
	残存年限 (超-以下)
A	0 - 2
B	2 - 4
C	4 - 7
D	7 - 10
E	10 - 20

(新設) 物価連動国債

相殺クラス	
	残存年限 (超-以下)
A	0 - 2
B	2 - 4
C	4 - 7
D	7 - 10
E	10 - 20

2. レポレート変動リスク回避当初証拠金額に係る取扱いについて

- レポレート変動リスク回避当初証拠金額の算出にあたり、レポレート変動POMAについては、連動係数を考慮した想定元金額を用いて算出するものとする。(レポレート変動平均POMA及びレポレート変動リスク下限額の算出に係る取扱いは現行どおりとする。)
- 具体的に、レポレート変動POMAについては、次のとおり算出したリスク量を合算した額の絶対値とする。

他の国債証券	物価連動国債
リスク量 = 差引数量 (※) (額面) × レギュラー受渡日基準の時価 × レポレート変動リスクファクター ÷ 10,000 × レギュラー受渡日から決済日までの日数 ÷ 365 (※) 銘柄ごと、決済日ごとの総引渡数量から総受領数量を減じたものをいう。	リスク量 = 差引数量 (レギュラー受渡日における想定元金額) × レギュラー受渡日基準の時価 × レポレート変動リスクファクター ÷ 10,000 × レギュラー受渡日から決済日までの日数 ÷ 365

3. 市場インパクト・チャージの算出方法について

- 市場インパクト・チャージの算出にあたり、取引執行コスト相当額については、連動係数を考慮した想定元金額を用いて算出するものとする。
- 具体的に、取引執行コスト相当額については、次のとおり算出した額を合算した額とする。

他の国債証券	物価連動国債
取引執行コスト相当額 = 差引数量 (※1) (額面) × 基準スプレッド (※2) × BPV (※3) (※1) 銘柄ごとの総引渡数量と総受領数量の差引数量をいう。 (※2) マーケットサーベイの結果を基に設定。 (※3) 変動利付国債についてはこれに乗じない取扱い。(物価連動国債の場合も同様。)	取引執行コスト相当額 = 差引数量 (レギュラー受渡日における想定元金額) × 基準スプレッド (※) (※) 物価連動国債に係る基準スプレッドについては、他の国債証券に係る基準スプレッド同様、マーケットサーベイを通じて設定する。

物価連動国債に係る代用国債証券の評価額等の算出方法について

1. 代用国債証券の評価額の算出方法について

- ・ 代用国債証券として預託された物価連動国債に係る評価額の算出の際は、連動係数を考慮した想定元金額を用いて算出するものとする。
- ・ 具体的には、次のとおり、当該評価額を算出するものとする。

他の国債証券	物価連動国債
代用有価証券の評価額 = <u>額面</u> × (預託日基準の単価 × 掛目 + 預託日基準の経過利子)	代用有価証券の評価額 = <u>預託日における想定元金額</u> × (預託日基準の単価 × 掛目 + 預託日基準の経過利子)

2. 代用国債証券として預託された物価連動国債について償還期日が到来した際の取扱いについて

- ・ 代用国債証券として預託された物価連動国債について、償還期日が到来した際に金銭担保に振り替えることとなる元金額については、次のとおりとする。(別紙4の項番2と同様の取扱い)。

他の国債証券	物価連動国債
償還期日に金銭担保に振り替える元金額 = <u>額面</u>	償還期日に金銭担保に振り替える元金額 = <u>額面又は償還期日における想定元金額のうち最大の額</u>

物価連動国債に係る手数料について

1. 具体的な手数料率について

- ・ (1) 売買に係る債務引受手数料、(2) 現金担保付債券貸借取引・現先取引に係る債務引受手数料、(3) 銘柄割当てに係る手数料、の3つの手数料について、物価連動国債固有の料率としてそれぞれ料率A・料率Bを設定し、清算参加者は、(1)～(3)の手数料毎に自らが取り扱う清算対象取引の種類に応じて料率選択を行うことができるものとする。
 - 売買については、以下の(1)について料率A又は料率Bのいずれかを選択した清算参加者に限り、物価連動国債を対象とする取引に係る債務引受けの申込みを行うことができる(いずれの料率も選択しない場合は、物価連動国債を対象とする取引に係る債務引受けの申込みを行うことができない)。
 - 現金担保付債券貸借取引及び現先取引(銘柄後決めレポ取引を含む。)については、以下の(2)について料率A又は料率Bのいずれかを選択した清算参加者に限り、物価連動国債を対象とする取引に係る債務引受けの申込みを行うことができる(いずれの料率も選択しない場合は、物価連動国債を対象とする取引に係る債務引受けの申込みを行うことができない)。
 - 銘柄後決めレポ取引については、以下の(3)について料率A又は料率Bのいずれかを選択した清算参加者に限り、割当可能残高通知に物価連動国債を含めることができる(いずれの料率も選択しない場合は、割当可能残高通知に物価連動国債を含めることができない)。
 - 料率Aは固定料率を相対的に高くする一方で従量料率を相対的に低くし、料率Bは固定料率を相対的に低くする一方で従量料率を相対的に高くしている。

(1) 売買に係る債務引受手数料

債務引受金額（売買決済日に授受する金銭の額をいう。）に次に定める率（物価連動国債については従量料率）を乗じた金額。ただし、物価連動国債については、当該金額に、固定料率を加算した額とする。

他の国債証券（※国庫短期証券を除く。）			物価連動国債			
現行	決済期間短縮化後		料率A		料率B	
	債務引受金額	料率	固定料率	従量料率	固定料率	従量料率
万分の0.002	月間1兆円以下	万分の0.004	<u>100万円</u> (月間)	<u>万分の0.04</u>	<u>10万円</u> (月間)	<u>万分の0.16</u>
	月間1兆円を超え2兆円以下	万分の0.003				
	月間2兆円を超え4兆円以下	万分の0.002				
	月間4兆円を超え7兆円以下	万分の0.0015				
	月間7兆円超	万分の0.0006				

(※) 国庫短期証券については記載を省略する。

(2) 現金担保付債券貸借取引・現先取引に係る債務引受手数料

債務引受金額（エンド受渡金額をいう。）(※1) に、次の a. 及び b. に掲げる取引ごとに定める率（物価連動国債については従量料率）を乗じた金額。ただし、物価連動国債については、当該金額に、固定料率を加算した額とする。

また、選択した料率は、次の a 及び b に掲げる取引について共通して適用されるものとする。

(※1) a. に掲げる取引については、債務引受金額に貸借期間・取引期間の日数を乗じた額

a. オーバーナイト取引

他の国債証券			物価連動国債(※2)			
現行	決済期間短縮化後		料率 A		料率 B	
	債務引受金額	料率	固定料率	従量料率	固定料率	従量料率
万分の0.0001	月間20兆円以下	万分の0.0003	<u>30万円</u> (月間)	万分の0.0004	<u>5万円</u> (月間)	万分の0.0015
	月間20兆円を超え30兆円以下	万分の0.00018				
	月間30兆円を超え50兆円以下	万分の0.00009				
	月間50兆円を超え100兆円以下	万分の0.00006				
	月間100兆円超	万分の0.00003				

(※2) 銘柄後決めレポ取引については、物価連動国債を含むバスケットの約定を対象とする（銘柄割当てにおいて他の国債証券が割り当てられた場合を含む。）。

b. a. に掲げるもの以外の取引

他の国債証券			物価連動国債 (※3)			
現行	決済期間短縮化後		料率A		料率B	
	債務引受金額	料率	固定料率	従量料率	固定料率	従量料率
万分の0.002	月間1兆5,000億円以下	万分の0.003	— <u>(オーバーナイト取引の料率Aと共通)</u>	<u>万分の0.004</u>	— <u>(オーバーナイト取引の料率Bと共通)</u>	<u>万分の0.015</u>
	月間1兆5,000億円を超え2兆5,000億円以下	万分の0.0018				
	月間2兆5,000億円を超え5兆円以下	万分の0.0009				
	月間5兆円を超え10兆円以下	万分の0.0006				
	月間10兆円超	万分の0.0003				

(※3) 銘柄後決めレポ取引については、物価連動国債を含むバスケットの約定を対象とする（銘柄割当てにおいて他の国債証券が割り当てられた場合を含む。）。

<参考>：銘柄後決めレポ取引のバスケットに対する債務引受手数料の適用について

銘柄後決めレポ取引のバスケットに対する債務引受手数料の料率の適用は、後記参考資料「銘柄後決めレポ取引のバスケットにおける物価連動国債の取扱いについて」記載のバスケットの案を例にとると以下のとおりとなる。

適用する料率 バスケットの案	他の国債証券の料率	物価連動国債の料率
案1	①・②・③・⑤	④
案2	②・③・④	①
案3	②・③・④・⑤	①

(3) 銘柄割当てに係る手数料

銘柄割当てに係る手数料として、銘柄割当て手数料に加え、物価連動国債割当て手数料を設ける。

銘柄割当て手数料及び物価連動国債割当て手数料は、対象金額(※1)(※2)に次に定める率(物価連動国債割当て手数料については従量料率)を乗じた金額とする。ただし、物価連動国債割当て手数料については、当該金額に、固定料率を加算した額とする。

銘柄割当て手数料			物価連動国債割当て手数料			
現行	決済期間短縮化後		料率A		料率B	
	対象金額	料率	固定料率	従量料率	固定料率	従量料率
—	月間5,000億円以下	万分の0.0036	<u>20万円</u> (月間)	<u>万分の0.003</u>	<u>5万円</u> (月間)	<u>万分の0.008</u>
	月間5,000億円を超え2兆5,000億円以下	万分の0.0032				
	月間2兆5,000億円を超え10兆円以下	万分の0.0028				
	月間10兆円を超え15兆円以下	万分の0.0018				
	月間15兆円超	万分の0.0005				

(※1) 対象金額は以下のとおり。

銘柄割当て手数料：銘柄割当ての対象となるスタート/Rewind 債務（前回の銘柄割当てからの繰越分を含む。）に係る受渡金額からスタート/Rewind 債務に割り当てられた物価連動国債の時価評価額を控除した額

物価連動国債割当て手数料：スタート/Rewind 債務に割り当てられた物価連動国債の時価評価額

(※2) バスケットネットティングの結果が国債の渡方となる清算参加者に限る。

<参考>：銘柄割当手数料及び物価連動国債割当手数料の計算例（月額）

○前提値

選択された料率：料率A

スタート/Rewind 債務に係る受渡金額：1兆円

スタート/Rewind 債務に割り当てられた物価連動国債の時価評価額：5,000億3万円

○計算値

銘柄割当手数料：(1兆円－5,000億3万円) × 万分の0.0036 = 17万9,999円

物価連動国債割当手数料：5,000億3万円 × 万分の0.003 + 20万円 = 35万円

(4) その他の手数料

- ・ 物価連動国債の清算対象化に伴う変更は行わない。

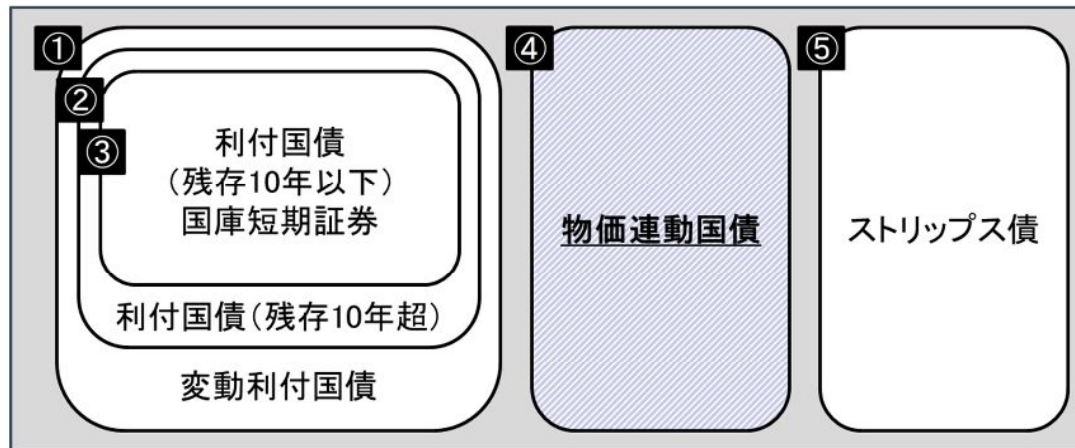
2. その他

- ・ 代用国債証券として物価連動国債を預託する場合には、上記3つの手数料のうち最低1つについて料率選択を行わなければならないものとする。
- ・ 清算参加者は、既に選択した料率について、毎年2月末日までに申し出ることにより同年4月1日を適用日として料率の変更又は取消しを行うことができる。
- ・ 制度開始時からの利用を促すためのインセンティブ・ディスインセンティブについて、その可否を含め今後検討する。

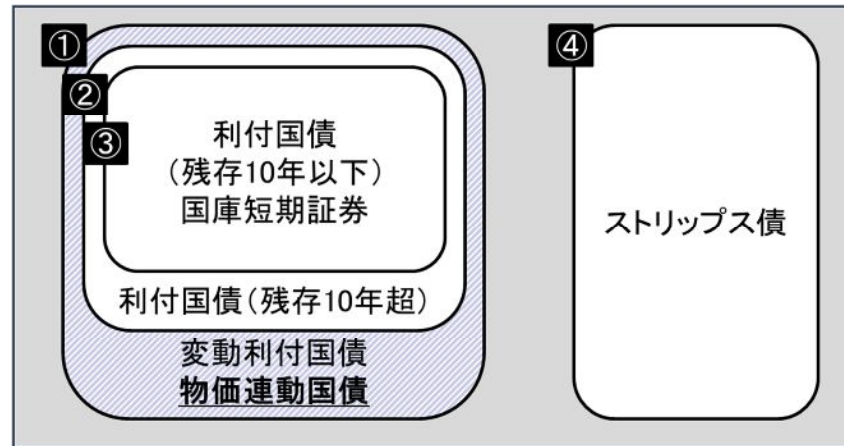
銘柄後決めレポ取引のバスケットにおける物価連動国債の取扱いについて

- ・ 銘柄後決めレポ取引のバスケットにおける物価連動国債の取扱いについて、現時点で想定される案は以下の3つ。

<案1>物価連動国債単独のバスケットを設定する案



<案2>物価連動国債を①のバスケットの対象に含める案



<案3>物価連動国債を含むバスケットを変動利付国債の外側に設定する案

